

平成25年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

|  |             |                |             |         |
|--|-------------|----------------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日                              | 平成25年5月28日  |                |             |         |
| 招 集 場 所                                | 今帰仁村議会議場    |                |             |         |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                   | 開 会         | 5月28日 午前10時00分 |             |         |
|  | 閉 会         | 5月28日 午前11時05分 |             |         |
| 出席（応招）議員                               | 議席番号        | 氏 名            | 議席番号        | 氏 名     |
|  | 1           | 與 儀 常 次        | 8           | 與那嶺 好 和 |
|  | 2           | 石 川 清 友        | 9           | 山 城 太   |
|  | 3           | 内 間 利 三        | 10          | 玉 城 克 義 |
|  | 4           | 久 田 浩 也        | 11          | 東恩納 寛 政 |
|  | 5           | 與那嶺 篤 哉        |             |         |
|  | 6           | 座間味 薫          |             |         |
|  | 7           | 山 内 聰          |             |         |
| 欠席（不応招）議員                              |             |                |             |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                          | 7           | 山 内 聰          | 8           | 與那嶺 好 和 |
| 職 務 の た め 議 場<br>に 出 席 し た も の         | 事 務 局 長     | 小那覇 安 啓        | 書 記         | 宇茂佐 和 代 |
|  | 係 長         | 玉 城 民 枝        |             |         |
| 地方自治法第121条に<br>より説明のため議場に<br>出席した者の職氏名 | 村 長         | 與那嶺 幸 人        | 住 民 課 長     | 山 城 徳 男 |
|  | 副 村 長       | 大 城 清 紀        | 福 祉 保 健 課 長 | 島 袋 輝 也 |
|  | 総 務 課 長     | 島 袋 隆 則        |             |         |
|  | 教 育 長       | 謝 花 弘          |             |         |
|  | 学 校 教 育 課 長 | 田 港 朝 津        |             |         |
|  | 社 会 教 育 課 長 | 上 間 恒 章        |             |         |
|  | 建 設 課 長     | 金 城 正 明        |             |         |
| 経 済 課 長                                | 小那覇 安 隆     |                |             |         |

## 平成25年第2回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成24年5月28日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日 程<br>番 号 | 議 案 番 号 | 事 件 名                           | 摘 要   |
|------------|---------|---------------------------------|---|
| 1          |         | 会議録署名議員の指名                      |   |
| 2          |         | 会期の決定                           |   |
| 3          | 議案第22号  | 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について | 説明・質疑<br>討論・採決<br>説明・質疑<br>討論・採決<br>説明・質疑<br>討論・採決<br>説明・質疑<br>討論・採決<br>報 告 |
| 4          | 議案第23号  | 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について   |   |
| 5          | 承認第1号   | 専決処分の承認を求めることについて               |   |
| 6          | 承認案2号   | 専決処分の承認を求めることについて               |   |
| 7          | 報告第6号   | 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について    |   |

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成25年第2回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 山内 聡議員及び8番 與那嶺好和議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第22号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第22号

#### 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,360万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,428万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月28日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款         | 項         | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 |           | 243,633   | 253,608 | 497,241   |
|           | 1 国民健康保険税 | 243,633   | 253,608 | 497,241   |
| 歳入合計      |           | 1,710,675 | 253,608 | 1,964,283 |

歳出

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 12 繰上充用金 |         | 1         | 253,608 | 253,609   |
|          | 1 繰上充用金 | 1         | 253,608 | 253,609   |
| 歳出合計     |         | 1,710,675 | 253,608 | 1,964,283 |

次、5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額2億2,868万7,000円、補正額が2億5,360万8,000円、計4億8,229万5,000円、1節医療給付費分現年課税分でございます。補正額が2億5,360万8,000円となっております。歳入の増につきましては、1節医療給付費分現年課税分でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。12款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、補正前の額が1,000円、補正額は2億5,360万8,000円、計2億5,360万9,000円となっております。補正額の財源内訳といたしましては、一般財源2億5,360万8,000円でございます。22節補償、補填及び賠償金でございます。繰上充用金として2億5,360万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。
- 11番 東恩納寛政君 議案第22号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について、歳入歳出5ページ及び6ページについて、質疑を行います。

今さき、副村長から読み上げて提案がありましたとおり、今年の第1回補正の歳入として、一般被保険者国民健康保険税の約100%以上の増額として、2億5,360万8,000円の補正がなされております。毎年今どきに繰上充用及び補正があるわけですが、去年も確認しましたところ、5月29日に同じように補正されております。とりあえず去年の補正額がどのぐらいだったのか、担当課の答弁を求めます。

- 議長 久田浩也君 福祉保健課長。
- 福祉保健課長 島袋輝也君 質疑にお答えいたします。

平成23年度の繰上充用金額はいくらかということでございますけれども、補正の段階でのものの資料を

持ち合わせていませんが、決算ベースでの段階の資料がありますので、それをお答えさせていただきたいと思えます。去年の決算ベースで1億6,766万5,386円となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

今先ほど課長からありました1億6,760万円と。今年はさらにそれを上回る繰上充用となっております。言うまでもなく、繰上充用というのは、いわゆるその会計年度で赤字にならないために、次年度の補正、予算に補正をし、それを出納閉鎖期5月31日までに終わらなければならないということで、このように書き込みになっているかと思っております。そういうことは、今の国保がいかにか赤字であるか。厳しいかというのを表しているわけです。2億5,060万8,000円、当初予算が2億4,000万円ですので、それを上回るだけのいわゆる補正をしなければ去年の出納が締められないという現状に、大変遺憾に思っておりますが、タイミングがいいのか、悪いのか、きょうの新聞にも今帰仁村のいわゆる村民所得が出ております。147万2,000円と、ここ数年最下位を定席を持っておりますが、このような充用金のあり方と、今回の所得がとて密に関係していると思えます。どうしてこのようになっているのかというのを、説明できないのかなと思えますが、毎回この国保がこのように赤字決算を充用、繰上充用でやらなければならないような逼迫した財政になっている理由が何なのか。これは臨時会で議論するべきものではないのかとは思いますが、このようなのが毎回繰り返されて以上は、議会でも説明を求める必要があると思えます。村長でもいいし、課長でもいいし、ぜひこの現状をどのようになっているか。そして、どうすれば繰上充用、本来ならば繰上充用はないほうがいいわけです。苦肉の策だと理解しております。それを解決すべく方法として、次年度から今年はふえているわけです1億6,000万円が2億5,000万円になっているわけですから、減らす方法、あるいは村民所得もさらに上げていく方法、この今回の表れている国民健康保険税の補正をどのように考えているか。村長または課長に答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

繰上充用につきましては、議員おっしゃるとおり、平成17年から繰上充用1,582万3,000円から始まってきた繰上充用でございます。その累積が2億3,060万8,000円ということになっていることとございますけれども、ちなみに平成21年度に2億3,027万2,000円の繰上充用を一度ありまして、その時点で保険税の値上げ等についても、ちょっと試算した経過がございます。そのときにつきましては、収納率等をアップした段階で考えたらどうかということとちょっととりやめになった経緯がございます。今の現状にきております。今回の大きな赤字の要因につきましては、税収でカバーできるものにつきましては、本当に厳しいものがあるかと思えます。今帰仁村の国保世帯2,077世帯ございますけれども、その中で軽減世帯ですね。7割、5割、2割の軽減世帯を見ますと、7割軽減が1,013世帯、5割軽減が312世帯、2割軽減が320世帯という、70%近くは何らかの低所得に入っているという特に7割軽減といえますと33万円以下の所得の世帯でございますので、非常に厳しいのがあるかと思えます。今回の8,594万3,000円の赤字の主な要因としましては、確かに収入としても8,468万5,000円の増がございました。これはもろもろのどうか、療養給付金であるとか、国の交付金であるとかが増の主な要因でございますけれども、歳入が

8,468万5,000円の増にあつたにもかかわらず、歳出が1億6,726万6,000円の歳出が発生しております。その主な要因としましては、一般療養給付費と含めて、高額療養費の増が主な内容となっております。

赤字補てんを今後どのように考えるかということでございますけれども、一つ目には村民含めてどうか、国保加入者含めて、あまり負担のないような段階を踏んでの保険料の値上げもひとつの手段だと。あと1点につきましては今、国の施策として基盤安定繰入金というのがあります。それにつきましては、9月30日までに所得申告をして、軽減を受けた世帯について、この軽減分に対しまして、国の補助金が2分の1、県の補助金が4分の1と入るように、国保制度上のものがありますけれども、本村におきましては、9月30日以降に、家族のどなたかが入院された場合に、病院での食事減額とか、高額療養費の償還払いの手続のために申告をして、申告をしないとそういった制度が受けられませんので、さらにまたさかのぼっての軽減の適用もしていますので、その辺も含めて村民ができる立場での軽減に協力してもらおうという形でのひとつの申告を早目にやっていただくというものを一つの案と。

あと3点目としましては、一般財源からの繰入金ですね。その他繰入金、値上げをあまりにも急激にしないために、一般財源からその他繰り入れとして、どの程度カバーできるのかというものが今後の課題だと思います。その辺につきましては、村の財政状況も勘案しながら、国保赤字解消、年次計画等を策定しましてやっていかなければいけないかなと思っておりますので、その辺を含めて考えていきたいと思いません。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時16分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 課長の説明、長かったんですが、理解はしております。そのとおりですね。全くおっしゃるとおりです。ただ今帰仁村の場合は、国保の収納、加入者数というのが2,077件と出ておまして、いわゆる世帯からすると3分の2以上、ほとんど国保が多いということです。その中でもいわゆる未納者とか、あるいは今言った7割軽減とか、それから5割、そういったのが多いだろうと。これらが原因でもあるとは思いますが、私はもう1点。いわゆる国民健康保険の1回の支払い料というのはとても高額なんです。一たん入ると。それを皆さんはよく納得しているかというか、知っているということもあるものですから。どうしても所得税のほうで調整をしようと。調整といたら悪いんですが、そういったところをもう少し、納付率を上げるというよりは、申告所得のほうをも少し正直に正確にやっていくというのが一番、早道ではないかと思いません。

今回の村民所得、きょうの新聞に出ております村民所得の最下位というのは、これは今帰仁村の現状を表しているとは思っておりません。いわゆる所得の方法、農家所得が多いということもあるかと思いますが、どうしてもそういうことがあるんじゃないかと。経済が大変逼迫もしているし、収入が少ない以上は、それ払えないというのは確かにわかるんですが、今の現状の仕組みからすると、どうしても所得割というのがとても大きいわけなんです。そのほうが私は逆に正確に把握していないんじゃないかと思っております。どうしても税の公平性から見た場合に、クロヨンと言われている給料計算、給与取り、その人たちは100%おさえられるわけですけれども、所得申告というのは、これはある意味ではさじ加減が十分きくわ

けです。ですからそういったところから、毎年毎年このように繰上充用を繰り返して行って、いずれパンクになるだろうと。国のほうでもこの市町村の国保会計を国のほうに、あるいは県、国のほうに上げていくという動きも出ていると思います。そのようになったほうがいいのかどうかは、これから先わからないわけですが、やはり市町村の努力はしなければならないと思います。この補正予算でありますので、ここでは論議は避けたいと思いますが、来年以降もこのような充用金を防ぐ方法が何かないかなと思います。そういう意味で、新しく今帰仁村に副村長として、大城副村長が誕生しております。大きな那覇市で長い経験もありますので、参考のためにこの健康保険税のこのような充用率が高いものを、那覇市の場合と比べて、これはいきなりで大変失礼かもしれませんが、もし答弁の範囲内でできましたら今帰仁村の現状についてのご助言をいただければと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 的を射た答弁ができるかどうか知りませんが、ただ私も那覇市では土木建築畑でありまして、なかなかこういう国民健康保険分野については、話は聞いていたんですけども、こんなに厳しいとは思っておりませんでした。那覇市でも確かに毎年、繰上充用とか、一般会計からの繰り入れが毎年発生いたしまして、この5月になりますと、毎年臨時議会があるのはよく知っています。那覇市でも何か聞くところによると何十億円という単位で繰上充用なり、一般会計からの繰り入れとかをやっておりますので、やはり今の段階でいくと、このままいくとちょっとこの先、国税制が破たんするということになりますので、これにならないようにいろいろな方策を講じていきたいと考えておりますので、皆様のご指導をよろしくお願いします。

その方策の中でも病院にかからない健康づくり、これは大変重要だと思いますので、その辺について、皆さんとともにまずできることからやっていければいいかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時22分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質疑に関連しまして、11番議員から申告について、その重要性について、ご指摘がございましたけれども、おっしゃるとおり、基本的にも国税の算定基礎には、所得というものがかかってきますので、所得の所管である申告等の所管である現状を申し上げますと、毎年2月15日から3月15日ごろまで各字において巡回申告の受付をしているところであります。これも非常に私、たまたまちょっと整理をして、状況を見たわけですが、村民税の納税義務者数、平成20年10月末の賦課状況を見ると、2,863人。これは均等割を課税される方々、所得割については、当然均等割を持つわけですので、その義務者数が2,853人で、おおむね普通徴収が1,147人で、特別徴収が1,716人ということで、普通徴収の1,147人のうち、約90%程度が申告書の提出が必要な方であるということで、申告の状況ですね。これについては、合計で1,300人程度ということで、86.7%程度の、申告状況であります。そういう

ことで、申告者については、いろんな方法を尽くしまして、この申告率の向上を図っていきたくて考えております。

そういう中で、特に農家の方々の所得申告がご指摘されているところでございますけれども、課税課におきましては、とりあえず申告を受け付けする際には、農家の方々については、売上証明書、証明を添付していただいて、そしてそれから経費については、領収書の積み上げとすると。それから特に雇用などを必要とする賃金については、多額の場合には、この雇用した方々の住所、氏名、金額等も確実に記入をして、確認をするという方法です。農業者の方々の所得とそれから経費等の把握に努めているところであります。

そういう中で、非常に課題なのが売り上げの状況ですね。これの把握が非常に大きな課題となっているところでございます。よくご指摘もされている状況でありますけれども、課税当局においては、そういったものの改善について、いろいろ検討はしているところですが、私ども課税に当たっては、地方税法に基づいて、そして条例に基づいてやっているわけでございますので、地方税法の298条のほうに課税当局の質問、検査権というのがありますけれども、これはどうしても納税義務者等の今のこの法律の制度としては、一定の相手の承諾も必要であるということになっておまして、そういったこともありますけれども、納税義務者に対して、売上金を支払いする、代金の支払いをする側に対してもそれが可能でありますので、その辺をよく工夫をしながら、農産物の代金の支払いをする場合に対して、売上証明書の提出等についても、法的な法の許容する範囲内で、最大の努力をしながら農業者の方々の所得の売り上げの状況をしっかりと把握したいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を求めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 課長、あるいは副村長から前向きな答弁をいただきまして、理解をしています。私はこの充用金が1億円を超したときにはこれは大変だと思っていたんですが、あっという間に2億5,000万円というのが出てきたんですね。これはそれこそ非常事態だと私は理解しています。それで何度もそういうことを言うのもちょっと問題ではあるかなと思うんですが、今回のものがこれは上限だと見ている。次年度からはぜひこれを超さないような努力をいろんな意味でやっていただきたいと思っております。これは我々、議会も含めてですけれども、いわゆる国保のペナルティーもあるわけですから、そういったものも出さないで、なおかつ今回はもう充用金としてはもう上限だという意気込みを全庁一丸となって取り組んでいただきたいということを要望し、質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。1番。

○ 1番 與儀常次君 ただいまのと大体関連しますけれども、繰上充用金が2億円以上で、毎年上がってきて、財政が破たん、10年後は私はやるんじゃないかと思っています。健康保険ですね。税の値上げ、今後検討すべきだと私は思っておりますけれども、これには各地域めぐって、住民に理解を求める方法も十分やるべきだと思っています。破たんしそうだから、税金を上げますという前に、今は中身を十分に村民に説明をして、理解してもらいながら、今後10年、20年後の若い子供たちに税金のかかった分、10年後には2倍、3倍と承知しなければいけませんので、段階的に保険料の値上げを検討すべき時期だと思って



おりますので、財政が破たんして後からあわててやるよりは、今から段階的に保険料の値上げを検討しながら、村民に詳しい説明をしながら、今後はこういう検討もやっていく必要があると思いますので、補正前の額より補正が多くなっているのは大変な状況だと思っておりますので、ぜひ何年前かもその件で審議しましたけれども、今後いつまでもそういう事態が展開されるのが予想されますので、また病院に行かない方法もあります。ぜひみんなで住民健診に定期に参加させる方法と、ぜひ地域をめぐって村の財政の中身も説明をしながら、村民に理解を求めて健康保険税の値上げを今後検討していかなければ、破たんして後から若い後輩に負担が重くなる状況を今つくっておりますので、ぜひ今後の課題としては、今の質疑にもあったとおりですけれども、これにプラスして村民に理解を求めながら段階的に上げて徴収する方法をしていかなければ、これ簡単におさまらない話だと思っておりますので、話だけして終わってではなくして、今行動、実行に移す時期だと思っておりますので、村民に理解を求めながら、ぜひ今後そういう検討を私はやるべきだと思っておりますので、答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

質疑の大方につきましては、国保税の今後の料金、国保税の料金改定についてという件でございましたけれども、その件につきましては、先の質疑にお答えしたとおり、今後検討していきたいと考え、村長と調整をして住民の理解を得ながら無理のないような範囲で改定できるかということを検討してまいりたいと思います。

あと、国保の今の抱えている現状につきましては、制度上ある程度、歳入増できる内容はないかどうか。いま一度また職員一同、補助金なり交付金の制度なりを活用できるかどうか、含めて検討していきたいと思っております。

また、地域住民におかれましては、今の今帰仁村の課題としましては、大まかに申し上げますと、外来医療費の一番多いのは、精神医療に係る外来医療です。今年は平成24年度につきましては、入院がぐっと伸びて全医療費の中の27%を占める状況にあります。あと2番目につきましては、循環器系、生活習慣病に関する病気が増えたと。国保につきましても、健診を受けていない方々だけではないんですけれども、主にそういった方々が一気に、脳溢血であるとか心筋梗塞を起こして手術をするという状況で長期入院になるというのが、平成24年度の大まかな状況です。通院外来につきましては、例年通りの伸びですが、入院が非常に伸びたというのが、平成24年度の8,500万円の歳出増になった主な要因となっておりますので、特に健康づくり、それから外来にかかりましてジェネリック医薬品ですね。そういったものを活用しながら、少しでも歳出の医療費を下げる努力を住民のほうにも理解していただく努力を地域懇談会などをぜひやりましてやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 今の課長の答弁ですね、地域懇談会ですね。ぜひあれは必要だと思っております。いま今帰仁村の財布の中身がわかるのは我々だけだと思っておりますので、実際ですね。ぜひ住民にもそういう説明を加えながら、理解を求めながら、値上げにも結びつけるような施策を展開していかなければ、国の補助云々だけでは、到底今後処理できない金額になっておりますので、年次的に段階的に税の値上げ

も検討すべきだと思っていますので、それには地域をめぐって、ぜひ村民に理解を求める方法も必要だと思いますのでぜひお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑に答弁もれがあったようですので、再度お答えいたします。

健診の奨励についての件について、ちょっと答弁漏れがありまして、全体的にちょっと答弁したつもりはあったんですが、大変申しわけなく思っております。健診の奨励につきましても、国保加入者の今39%が受診している状況でありますので、あと60%の方々もぜひ受けるような雰囲気づくりを含めて、地域懇談会の中にもそういった健診の勧奨、それからなぜ受けられないのかという状況の把握も含めて、保健センター中心に頑張っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第22号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第22号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第23号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第23号

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,640万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月28日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款      | 項      | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1 事業収入 |        | 197,200 | 10,500 | 207,700 |
|        | 1 事業収入 | 197,200 | 10,500 | 207,700 |
| 歳入合計   |        | 435,902 | 10,500 | 446,402 |

歳出

（単位：千円）

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|---------|---------|--------|---------|
| 6 繰上充用金 |         | 1       | 10,500 | 10,501  |
|         | 1 繰上充用金 | 1       | 10,500 | 10,501  |
| 歳出合計    |         | 435,902 | 10,500 | 446,402 |

次に、5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款事業収入、1項事業収入、1目事業収入、補正前の額1億9,720万円、補正額1,050万円、計2億770万円、1節現年度分でございます。金額が水道使用料として1,050万円でございます。

次ページ、歳出をお願いいたします。6款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、補正前の額が1,000円、補正額は1,050万円、計1,050万1,000円。補正額の財源内訳は、一般財源が1,050万円でございます。この額は繰上充用金として22節補償、補填及び賠償金となっております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。  
これから「議案第23号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。  
したがって「議案第23号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。  
日程第5、「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君  
承認第1号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成25年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

#### 今帰仁村税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成

25年政令第107号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年省令第37号)が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、今帰仁村税条例(昭和47年条例第22号)を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月30日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降につきまして、条例の改正要綱とか、新旧対象表が添付されておりますけれども、これにつきましては、担当課長よりご説明しますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 それでは私のほうから、今帰仁村税条例の一部を改正する条例の概要を申し上げます。

#### 今帰仁村税条例の一部を改正する条例

今帰仁村税条例(昭和47年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び第3章」を「(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)」に改める。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第131条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削る。

附則第3条の2の見出し中「延滞金等の割合等の特例」を「延滞金の割合等の特例」に改め、同条中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の毎年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年

1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下この項）を」（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第12条の次に次の1条を加える。

（平成24年度から平成26年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第12条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）

附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の2見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等を

いう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

|             |                        |  |
|-------------|------------------------|--|
| 附則第17条第1項   | 第35条第1項                | 第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律)(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)   |
|             | 同法第31条第1項              | 租税特別措置法第31条第1項   |
| 附則第17条の2第3項 | 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5 | 第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。) |
| 附則第17条の3第1項 | 租税特別措置法第31条の3第1項       | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項  |
| 附則第18条第1項   | 第35条第1項                | 第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)   |
|             | 同法第32条第1項              | 租税特別措置法第32条第1項   |

附則第22条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋

の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、改正後の今帰仁村税条例（以下「新条例」という。）附則第12条の2の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(1) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに附則第3条並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第4条第3項の規定 平成27年1月1日  
(今帰仁村行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第2条 新条例第4条第1項の規定は、平成25年4月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の今帰仁村税条例第4条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。  
(延滞金に関する経過措置)

第3条 新条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。  
(村民税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成26年度までの個人の村民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。



- 2 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

以上でございます。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。11番。
- 11番 東恩納寛政君 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、内容についてよりもこの処分書は平成25年3月30日に提案されています。公布の日は何日なんですか。これは明記されていないんですが、いいんでしょうか。公布の日は。
- 議長 久田浩也君 住民課長。
- 住民課長 山城徳男君 今回の専決処分の承認を求めることについて。副村長から提案した際に、専決処分書のほうに地方税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）それとあわせて施行令の一部を改正する政令、それから施行規則の一部を改正する省令が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、で村条例についても、それに伴って専決処分を平成25年の3月30日付けで専決処分を行ったという趣旨でございます。
- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時51分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時53分)
- 11番。
- 11番 東恩納寛政君 これは毎度のことなんですが、去年もそうだったし、いつも3月30日にいわゆる国の国会の関係だと思んですが、結局議会での議決というのは1日しかないわけですね。30日、31日ですから、これは時間的な問題はわかるのですが、どうして毎年そんなことになるのかですね。ここで議論すべきことではないかとは思いますが、国会の審議がここになるからということとは理解しているんですが、何とかこれは前もってできないのかどうかですね。結局、これだけの条文があるものも、我々1ページも結局、「村長が専決したので皆さん議決してください」という。もう後追いだけにしかないんですよ。毎年、毎年そうなんですよ。これは地方自治体から声を上げてもっと早く議決する時間をつくれないのかですね。これは難しいでしょう。どちらか答弁できればと。
- 議長 久田浩也君 住民課長。
- 住民課長 山城徳男君 おっしゃるとおり、やはり国民または村民等の納税に関して義務を定める法令、あるいは条例等については、やはり国会はもとより、市町村議会においても、やはり審議を尽くしてそれを決定すべきものということは、これは非常に重要なことではあると思います。しかしながら、やは

りご承知のとおり、税条例については、地方税法という上位法に基づいて、定めていくというものである以上、やはり国会の議決を持って、それから税条例の改正も行うという関係で、現状においてはどうしても国のほうでは、国会では3月の末という関係で、そして4月1日から施行しなければならないという状況もあって、このような時間的余裕がないという地方自治法にも定めているとおり、そのような条文の適用によって専決処分とならざるを得ないと理解をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 答弁はそれしかできないと思いますが、いつもそうなんです、1日しかない時間的なものに、議会を招集する時間がないというのは、これは当然のことで1日しかないわけですから、万が一これ専決処分が出てきて、きょうは質疑もあるわけですから、質疑で否決ということもないとは思いますが、そういったときにはどうなるのでしょうか。

全国の市町村の末端では、多分これはないと思いますが、どこかであったかなと思いますが、こういったもの、やはり不都合であるというのは地方からも声をあげるべきではないかと思いますが、議会としては、もう専決されたから承認しなさいというだけで。議会の権能も何もないと思います。議会で仮にこれが可決されなかった場合、どうなるんですか。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 あくまでもこれは基本的には、本会議で審議の上、議決されるべきものであるというふうには思います。しかしながら、やむを得ない措置として、時間的余裕がない場合に、専決処分という制度があるわけでございます。これについては、この専決処分については、ありきの問題ではもちろんございませんけれども、行政実例等を見たときに、専決処分が承認されなかった場合でも、この専決処分の効果にはこれは無効にはならないという判断が示されております。今申し上げていることは、あくまでもそういう実例があるということでございまして、それが望ましいものとは理解しておりません。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第6.「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

承認第2号

#### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成25年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

#### 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月30日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以上でございます。

以下につきまとは、詳しい内容につきましては、担当課長のほうでご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 承認第2号について、ご説明申し上げます。

#### 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属

する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 10,125円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 3,900円

第23条第1号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 7,088円

第23条第1号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 2,730円

第23条第2号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 5,063円

第23条第2号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 1,950円

第23条第3号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 2,025円

第23条第3号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯 780円

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(今帰仁村行政手続条例の適用除外)

第26条 今帰仁村行政手続条例（平成11年条例第15号）第3条又は第4条に定めるもののほか、今帰仁村国民健康保険税に関する条例又は規則等の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 今帰仁村行政手続条例第3条、第4条及び第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納付しようとする義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第6号に規定する行政

指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

附則第15項中「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の今帰仁村国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税に適用する。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。

日程第7.「報告第6号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について」を議題とします。

本件について、提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第6号

#### 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を議会へ提出し報告します。

平成25年5月28日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事業計画書は添付されておりますので、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時05分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 山 内 聰

署名議員 與那嶺 好 和